

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
件 名		仕様書番号	
件 名	衛星通信位置情報共有システムの国際回線の借り上げ及びH o t s P o tの賃貸借	3 2	
		作 成	令和 7 年 6 月 2 日
		作成部隊等名	水機団本部 3 科通信班
1	適用範囲	本仕様書は、タリスマンセイバー 2 5 で使用する衛星通信位置情報共有システムの国際回線の借り上げ及びH o t s P o tのレンタルに関して規定する。	
2	衛星通信位置情報共有システムの国際回線に関する要求		
	(1) 製 品	国際回線 ( 5 0 G B / 月 )	
	(2) 数 量	6 回線 ( S I M カード 6 枚 )	
	(3) 借用期間	令和 7 年 7 月 1 日 ( 火 ) ~ 8 月 2 9 日 ( 金 )	
	(4) 仕 様	ア 国内及びオーストラリアで使用できること。 イ 水陸機動団が保有する衛星通信位置情報共有システム ( A T A K ) が同エリアで使用できること。 ウ 月あたり通信量が上限に到達する 1 G B 前に官側に通知すること。	
3	H o t s P o t に関する要求		
	(1) 製 品	S o m e w e a r H o t s P o t	
	(2) 数 量	4 台	
	(3) 借用期間	令和 7 年 7 月 1 日 ( 火 ) ~ 8 月 2 9 日 ( 金 )	
	(4) 仕 様	ア 国内及びオーストラリアで使用できること。 イ 水陸機動団が保有する衛星通信位置情報共有システム ( A T A K ) と接続できること。 ウ 防水性能を有していること。	
4	納入場所	陸上自衛隊相浦駐屯地	
5	同等品の確認	貸与する物品が同等品の場合は、事前に上記仕様への適合確認試験を行い、その結果報告と同等品であることを証明する資料等を添えて申請したのちに、要求元の確認を受け、支出負担行為担当官の承認を得るものとする。	
6	補 償	官側が通常の訓練範囲で使用した際の故障または破損並びに性能が発揮されない場合には借用期間補償するものとし、部品修理及び交換等は無償とすること。	
7	その他	本仕様書に明記されていない事項及び疑義が生じた場合は、速やかに官側と協議するものとする。	